

## 《令和8年度 味間・たき・こんだこども園4・5歳児の利用について》

各施設の概要をまとめましたので、ご利用を検討される際に参考にしてください。

### ◆通園区について

園名	指定通園区域
味間こども園	東吹、吹新、網掛、東古佐、西吹、西古佐、味間北、味間奥、味間南、味間新、中野、大沢、大沢一丁目、大沢二丁目、大沢新、杉、住吉台
たきこども園	福住、川原、本明谷、安口、西野々、下原山、中原山、奥原山、安田、藤之木、幡路、二之坪、箱谷、小野新、小野奥谷、福井、中、三熊、小原、藤坂、小倉、宮代、市野々、立金、大藤、奥山、向井、栃梨、貝田、井串、細工所、塩岡、草ノ上、垂水、小立、山田、小田中、下笹見、上笹見
こんだこども園	今田町黒石、今田町本荘、今田町今田、今田町荻野分、今田町佐曾良新田、今田町今田新田、今田町市原、今田町芦原新田、今田町木津、今田町間新田、今田町四斗谷、今田町辰己、今田町上小野原、今田町下小野原、今田町休場、今田町上立杭、今田町下立杭、今田町東庄、今田町釜屋

### ◆支給認定について

4・5歳児については、利用のための認定を受けていただきます。(支給認定)

1号認定 ……利用時間が朝から昼過ぎまでの利用時間

2号認定 ……利用時間が朝から夕方までの利用時間

また、2号認定は次のいずれかに区分されます。

「保育標準時間」 午前7時30分～午後6時30分

「保育短時間」 午前8時30分～午後4時30分

※保護者の就労によりすでに入所している子どもは、下の子を出産後の育児休業中も**育児休業対象子どもの1歳になる誕生日まで**継続して利用できます。4・5歳児については、利用期間の延長を希望される場合はその年の年度末まで利用を延長することが可能です。

※育児休業中を事由として2号認定での新規申込みはできません。

※育児休業期間中は保育短時間（午前8時30分～午後4時30分）での利用となります。

※家庭の状況が変わり支給認定が変更となる場合は、原則として別途申請いただく必要があります。分かり次第、早めに申請してください。

### ◆園について

	味間こども園	たきこども園	こんだこども園
住所	西吹75番地1	草ノ上109番地1	今田町今田新田38番地
開園時間	<b>【1号認定】</b> 朝～昼過ぎ <b>【2号認定】</b> 長時間保育…午前7時30分～午後6時30分 短時間保育…午前8時30分～午後4時30分 ※日曜・祝祭日、年末年始(12/29～1/3)は休み		
給食提供	有		
園の方針	自ら関わり、主体的に活動する園児の育成	こころ豊かに、力いっぱい活動する たきっ子の育成	げんき・なかよし・力いっぱい活動する子の育成

## ◆ 利用料について

### 1. 基本料金

#### (1) 保育料

保育料は無料です。

〈参考〉こども園に在籍していて長時間保育の必要性がある方が、病児・病後児保育事業、ファミリーサポート・センター事業、一時預かり事業、認可外保育施設（届け出している施設）を利用される場合、病児保育等の利用料は無償化の対象外となりますので、ご注意ください。

#### (2) 給食費

世帯区分	1号認定 (学校給食費)	2号認定 (こども園給食費)
生活保護法による被保護世帯及び市民税非課税世帯 または市民税所得割課税額77,101円未満の世帯	0円	0円
市民税所得割課税額77,101円以上の世帯	3,400円	6,440円

- ※ 1号認定は短時間保育（朝から昼過ぎまで）、2号認定は長時間保育（朝から夕方まで）です。
- ※ 同一世帯にお子さまが2人以上いる場合、第2子は上記の半額、第3子以降は無料です。
- ※ 年度末に実食数に応じて精算します。精算結果によって返金となる場合は、翌年5月に登録口座へ返金します。
- ※ 令和7年1月2日以降に丹波篠山市に転入された方は、以前の住所地での令和7年度所得課税証明書の写しをご提出ください。（4月～8月までの金額は、令和7年度の世帯の課税状況をもとに、9月～3月までの金額は、令和8年度の世帯の課税状況をもとに決定します。）

#### (3) バス利用料

2,000円/月	1世帯から2人以上が幼稚園、保育園またはこども園に在籍してバスを利用されている場合、2人目以降からバス利用料が半額になります。 ※減免申請書はこども園にありますので、該当される場合はお申し出ください。
----------	---

### 2. 納入方法

給食費・バス利用料ともに、原則口座振替でお願いします。

### 3. 振替口座の登録・変更

いつでも登録・変更できます。登録・変更される場合は、こども園または5ページに記載の担当部署までご連絡ください。口座振替納付依頼書と記入要領を送付します。

#### 取扱金融機関

三井住友銀行・みなと銀行、但馬銀行、中兵庫信用金庫、兵庫県信用組合、  
丹波ささやま農業協同組合、ゆうちょ銀行

※ 登録完了までに1ヶ月程度かかる場合があります。

#### 4. 口座振替日

科目	口座振替日
1号認定(学校給食費)	当月25日
2号認定(こども園給食費)	当月末
バス利用料	当月末

※ 1号認定の給食費(学校給食費)は、25日に振替不能だった場合、翌月15日に再振替があります。

2号認定の給食費(こども園給食費)とバス利用料については、再振替がありませんのでご注意ください。

※ 振替日が金融機関の休業日にあたる時は、その翌営業日となります。

※ 1号認定の給食費(学校給食費)と1号認定のバス利用料は8月の引き落としはありません。

#### 5. 領収書

領収書は発行しておりませんのでご了承ください。

#### 6. 納め忘れのとき

残高不足等により口座振替できなかった場合や、納付書の納期限までに利用料を納めていない場合は、翌々月に督促状を発送しますので、指定する期限までに市役所会計課・各支所・金融機関等窓口でお支払いください。

滞納されますと納付いただいた方との公平性が失われるだけでなく、保育現場にも影響が及びます。公平性の確保と保育の維持・向上を図るため、自宅への電話催告・訪問徴収、滞納処分(給料・預貯金・土地・家屋などの差押え)、児童手当からの徴収等を行います。

#### ◆ 利用申込について

1) 受付期間 令和7年11月4日(火)から令和7年11月28日(金)

※土曜日・日曜日・祝日は除きます。

※上記期間後は、空き状況によりますが、随時申込みを受け付けます。

2) 提出書類

	提出書類	提出場所
1号認定を希望の場合	【新入園の方】 ・施設型給付費等支給認定申請書兼幼稚園・保育所・認定こども園等利用申込書 ・支給認定確認書	各こども園
	【継続利用の方】 ・継続入所確認書	
2号認定を希望の場合	【新入園の方】 ・施設型給付費等支給認定申請書兼幼稚園・保育所・認定こども園等利用申込書 ・支給認定確認書 ・長時間保育が必要な理由を証明する書類(下表参照)	各こども園

	<b>【継続利用の方】</b> ・継続入所確認書 ・長時間保育が必要な理由を証明する書類（下表参照）	
--	--	--

《幼稚園教育終了後、保育が必要な理由を証明する書類》

※同一世帯の65歳未満の方全員の証明を提出ください。

	保育を必要とする事由	必要書類
①	就労（1か月あたり64時間以上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労証明書</li> <li>※自営業、内職、農業の方 就労状況申告書（就労証明書裏面）と前年度の確定申告書、税務署への開業届の写し等を添付</li> </ul>
②	妊娠、出産 （出産（予定）日の前後2か月間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育を必要とする申立書</li> <li>母子手帳の写し（母親の氏名、分べん予定日が記載されているページ）</li> </ul>
③	疾病、障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育を必要とする申立書</li> <li>身体障害者手帳もしくは療育手帳等の写し</li> <li>市が求める書類（医師の診断書等）</li> </ul>
④	同居または長期入院等している親族の介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育を必要とする申立書</li> <li>身体障害者手帳もしくは療育手帳等の写し</li> <li>市が求める書類（医師の診断書等）</li> </ul>
⑤	災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育を必要とする申立書</li> <li>り災証明</li> </ul>
⑥	求職活動（起業準備を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育を必要とする申立書（就労予定申立書）</li> <li>※新聞、インターネット、ハローワークなどでの求人情報の閲覧、知人への紹介依頼だけでは、この求職活動の範囲には含まれません</li> </ul>
⑦	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育を必要とする申立書</li> <li>在学証明書</li> <li>予定者は合格通知の写し（入学後、在学証明書を提出）</li> </ul>
⑧	育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用の必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労証明書 （育児休業期間等がわかるもの）</li> </ul>
⑨	その他（市が認める前各号に類する状態にあること）	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育を必要とする申立書</li> <li>転入手続きに関する誓約書</li> <li>市が求める書類</li> </ul>

園の様子は各園ホームページをご覧ください。

園名	問い合わせ先	ホームページアドレス
味間こども園	079-594-0181	<a href="https://ajima-kg.sasayama.jp/">https://ajima-kg.sasayama.jp/</a>
たきこども園	079-554-6700	<a href="https://taki-kg.sasayama.jp/">https://taki-kg.sasayama.jp/</a>
こんだこども園	079-597-2200	<a href="https://konda-kg.sasayama.jp/">https://konda-kg.sasayama.jp/</a>

こども園に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください  
 丹波篠山市教育委員会こども未来部保育教育課 TEL 552-1115